

銚子市庁舎等公共施設整備基本構想策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、銚子市が委託する「銚子市庁舎等公共施設整備基本構想策定支援業務」（以下「本事業」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して定めるものである。

第1 公募型プロポーザルに付する事項

1 委託業務名

銚子市庁舎等公共施設整備基本構想策定業務

2 事業内容

別紙「銚子市庁舎等公共施設整備基本構想策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日から 15 か月間

4 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額 43,450,000 円

年割額【令和7年度】 0 円

【令和8年度】 37,000,000 円

【令和9年度】 6,450,000 円

5 事務担当

銚子市財政課管財室資産管理班（担当 坂尾、枝窪、安藤）

住所 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

電話 0479-24-8900 FAX 0479-25-4044

電子メール shisankanri@city.choshi.lg.jp

第2 応募者の参加要件等

1 応募者の参加要件

- (1) 銚子市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 公告日から契約締結日までに、銚子市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 過去 10 年以内に国又は地方公共団体が発注した次のいずれかの業務の元請としての受注実績があること。

- ア 庁舎を含めた複合施設の公共施設整備における基本構想策定支援業務
- イ 庁舎を含めた複合施設の公共施設整備における基本計画策定支援業務

2 応募者の制限

次の要件を満たしている日本国内で法人登録をしている法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者
 - イ 募集に付する市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその經營に実質的に関与している者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 前記（1）から（4）までのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者でないこと。
- (6) 前記（1）から（4）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、その他の使用人として使用したものでないこと。
- (7) その他、市が特別な理由で不適格と判断する者でないこと。

3 応募に際しての注意事項

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 事業提案書の提出は1者につき1案とする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 応募者は、提案計画の内容や市との協議事項、交渉内容等について、守秘義務を遵守することとし、市からの承諾なく、これらの内容を公表してはならない。
- (6) 共同応募における責任の所在は、構成員のうち事業役割を担う代表事業者にあるものとし、市からの通知等については、代表事業者へ送付等するものとする。

第3 全体スケジュール

本事業は次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

項目	日程
実施要領の配付	令和8年1月30日（金）～ 令和8年2月19日（木）
参加申込書提出期限	令和8年2月19日（木）
質問書の提出期限	令和8年2月20日（金）
質問に対する回答	令和8年2月27日（金）
事業提案書提出期限	令和8年3月13日（金）
事業提案審査	令和8年3月中旬（予定）
契約候補者の決定・審査結果の通知	令和8年3月中旬（予定）
契約の締結	令和8年3月下旬（予定）

第4 参加手続き等

1 募集方法

本プロポーザル実施要領、仕様書及び所定様式の配付及び掲載は次のとおり。

- (1) 配付期間及び配付場所

配付期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月19日（木）まで
午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土・日・祝日を除く。

配付場所：銚子市若宮町1番地の1

銚子市役所3階 財政課管財室

郵送での配付は行わない。

(2) ウェブサイト掲載期間及び掲載場所

掲載期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月19日（木）まで

掲載場所：銚子市ウェブサイト（<https://www.city.choshi.chiba.jp/>）内の
ページ

（ホーム>市政情報>市有地財産関連情報>銚子市庁舎等公共施設整備基本構想
策定支援に係る公募型プロポーザルの実施）からダウンロードすること。

2 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本事業への参加を希望する事業者は、実施要領、仕様書等の趣旨を理解したうえで、次の書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 法人概要（任意様式。パンフレット可）

エ 業務実施体制（様式3）

オ 過去10年以内の国又は地方公共団体との契約実績がわかるもの

（契約書の写し等 1件以上）

(2) 提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

本要領第1 公募型プロポーザルに付する事項5に記載の事務担当のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は一般書留、簡易書留等の記録の残る方法に限る。）

FAX、電子メールでの提出は不可。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）を提出すること。

3 質問書の提出及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式4）

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

本要領第1 公募型プロポーザルに付する事項5に記載の事務担当のとおり

(4) 提出方法

持参、郵送、FAX 又は電子メール

(FAX 又は電子メールの場合には、上記提出先へ到達確認の電話連絡をすること。)

(5) 回答方法

質問要旨及び回答内容は、令和 8 年 2 月 27 日（金）に銚子市ウェブサイト
(<https://www.city.choshi.chiba.jp/>) 内のページ
(ホーム > 市政情報 > 市有地財産関連情報 > 銚子市庁舎等公共施設整備基本構想策
定支援に係る公募型プロポーザルの実施) に掲載する。

4 事業提案書の作成

(1) 提出書類

ア 事業提案書（表紙）（様式 5）

イ 提案書（任意様式）

別表 1 評価基準の評価項目に応じた提案書を作成すること。

ウ 見積書（様式 7）

(2) 提案書の作成方法

ア 仕様書を踏まえ作成し、A4 縦長ファイルに綴じたものを 8 部提出すること。（A3
判の横折り込み可）

イ 提案書に用いる文字サイズは 11 ポイント以上とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。

ウ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとすること。

オ その他、本市にとって有益で創意工夫のある提案に努めること。

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 5 時まで（必着）

(4) 提出先

本要領第 1 公募型プロポーザルに対する事項 5 に記載の事務担当のとおり。

(5) 提出方法

持参又は郵送（（郵送の場合は一般書留、簡易書留等の記録の残る方法に限る。）

FAX、電子メールでの提出は不可。

第 5 契約候補者の選定

1 審査方法

(1) 市は、提出された提案について選考委員を定め、事業提案審査を行う。

(2) 事業提案審査の実施日は令和 8 年 3 月中旬とし、詳細は応募者に別に通知する。

- (3) 事業提案はおおむね 50 分（プレゼンテーション 30 分、質疑応答 20 分）程度とし、応募者の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査を行う。
- (4) 事業提案審査の出席者は 4 名以内とする。
- (5) 審査は別表 1 に定める評価基準により総合的な評価を行い、委員の持ち点（100 点）を合算した値（合計点）が最も高い応募者を契約候補者とする。
- (6) 合計点満点の 60% を最低基準点とし、これに満たない場合は前号の規定によらず契約候補者として選定しない。

2 審査結果

市は、審査を受けた全ての事業者に対し、審査の結果を通知するものとする。

第 6 契約の締結

市は、本事業の契約候補者決定後、業務委託契約内容について詳細協議するとともに、随意契約を締結する。

第 7 その他

その他、本要領及び仕様書等に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

別表1 評価基準（第5 契約候補者の選定関係）

	評価項目	評価内容		配点
業務実績	法人の業務実績	1	・直近10年以内に類似業務（庁舎を含めた複合施設の基本構想又は基本計画の策定）の受注実績が十分にあるか。	10
	配置技術者の業務実績	2	・配置技術者は、過去10年以内に類似業務（庁舎を含めた複合施設の基本構想又は基本計画の策定）に従事した実績が十分にあるか。	5
提案内容	現状・課題及び本業務の理解	3	・本市及び庁舎等公共施設の現状と課題を十分に理解しているか。 ・本業務の背景や目的、課題を十分に理解しているか。 ・提案内容が仕様書と齟齬がないなど委託者の意図を的確に把握しているか。 ・本市の将来を見据えた妥当性のある考え方方が示されているか。	15
	技術力・企画力	4	・ノウハウを生かし、業務の工程計画及び工程管理方法、業務を進める上での課題とその対応策が明確に示されているか。 ・市民等との円滑な合意形成が期待できる提案となっているか。	10
		5	・提案内容に説得力があり、また実効性、実現性のある提案となっているか。 ・具体的で実現可能性のある追加提案があるか。	10
	実施体制	6	・業務を確実・円滑に実施する体制が組まれているか。	10
プレゼンテーション	プレゼンテーション能力	7	・業務に取り組む意欲が感じられるか。 ・提案内容が分かりやすく、論理的か。 ・質疑への対応が的確になされているか。	30
価格	見積価格	8	見積価格の相対評価とし、最低見積価格/当該参加者の見積価格×10点で配点。	10
	合 計			100